

令和 6 年 6 月 3 日現在

機関番号：32617

研究種目：国際共同研究加速基金（国際共同研究強化(B)）

研究期間：2019～2023

課題番号：19KK0046

研究課題名（和文）移民のシティズンシップ変容と受け入れ社会への影響に関する日仏独共同研究

研究課題名（英文）Japan-France-Germany joint research on the transformation of the citizenship of immigrants and its impact on host societies

研究代表者

中野 裕二（Nakano, Yuji）

駒澤大学・法学部・教授

研究者番号：10253387

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 13,900,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、仏独での移民のシティズンシップ変容、成員資格承認基準の移民への影響及び受け入れ社会への影響の解明等を目的としていた。文献研究とフランス、ドイツ双方の海外共同研究者の協力を得た現地調査を行った。シティズンシップのリベラル化が顕著であること、一方で「リベラルさの証明義務」が移民とりわけムスリム移民に求められ、それがムスリム移民の差別を促していることが明らかになった。例えば、フランスで移民を非難するときに用いられる「共同体主義」言説はムスリムに対しては用いられるがユダヤ人コミュニティのあり方については用いられないなど、対象によって恣意的に使い分けられていることが明らかになった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

これまでナショナル・モデルで説明されがちであった移民の受け入れ政策の実際が、政策が実際に運用される領域や、全国的運用か地方での運用かによって異なることが明らかになったことで、今後の移民研究において、複数の分析レベルを設定し、それらを交差させる必要性が明らかになった。ドイツの場合、例えば、原則的な二重国籍の禁止があるものの実際は半数の人が「例外的に」二重国籍を保持していること、また同一の事由でもベルリン州では認められないが、他の州では認められるという実態などが現地調査によって明らかになった。

研究成果の概要（英文）：This study aimed to clarify the changes in immigrant citizenship in France and Germany, the impact of membership approval criteria on immigrants, and the impact on the host society. Review of previous research and field surveys were conducted with the cooperation of overseas collaborators from both France and Germany. It became clear that there has been a marked liberalization of citizenship, but at the same time, immigrants, especially Muslim immigrants, are required to "prove their liberalism," which exacerbates discrimination against Muslim immigrants. For example, the discourse of "communitarianism," which is used to criticize immigrants in France, is used for Muslims but not for the Jewish community, and it became clear that the discourse is used arbitrarily depending on the subject.

研究分野：政治社会学

キーワード：フランス ドイツ 移民 シティズンシップ ライシテ ムスリム 外国人労働者 統合

1. 研究開始当初の背景

(1) 国際移民のグローバル化と移民実態の多様化のなかで、欧州諸国を事例として、移民のシティズンシップが「ポストナショナル」なものになっているという理論と国民国家の差異の根強さを指摘し、逆に「再国民化」しているという理論の対立がある。これに対して、「ナショナルなもの」がリベラル化しているという理論を提示したのがヨブケである。そこでは、国境横断的な政治構造の形成と相互依存の進展や普遍主義的でグローバルな人権文化の高まりといった外部要因の作用によって、リベラルな国家において、移民に成員資格を与え、そしてそれに基づく権利を保障するときにシティズンシップの「リベラル化」が起きており、その結果、リベラル国家の移民のシティズンシップは収斂すること(「シティズンシップの収斂」)が主張される。ヨブケの議論は、従来のシティズンシップ論が国籍者のシティズンシップの拡大を理念型とする素朴な進化論をとっていたのに対し、リベラルな社会や福祉国家衰退化のもとでの移民のシティズンシップ保障に着目した点に新規性があった。

(2) 研究代表者はフランスを研究の中心において移民の社会統合や権利保障について研究してきた。フランスは、出自・人種・宗教にかかわらず市民の平等を保障するというリベラルシティズンシップの国であり、それに基づいて移民の統合を行ってきた(「市民統合モデル」)。しかし、これまでの研究によって2000年代以降、市民統合モデルの変容が確認できた。その変化は端的に言えば、「非リベラルなシティズンシップ基準のリベラルな言説による隠蔽」である。また、歴史的に形成された国民国家の特徴は執拗に存続し、それが現代の社会や政治の特徴を規定するという主張や、その意味で移民のシティズンシップにも国により差異が残るという主張もある。そこで、移民のシティズンシップはリベラル化し、リベラル化に収斂しているのかを問う必要があった。

(3) また、「収斂」モデルでは、移民への成員資格承認において、政教分離や男女平等の尊重の態度について受け入れ社会の市民に求められる以上のリベラルさの証明を移民に求めるという逆説が強調される。しかし、こうした加重な「リベラルさの証明義務」が移民排除の理由とされる、つまり排除・差別の「隠蔽」の理由とされるかどうか、また、この証明義務が移民にどのように受容され、抵抗されているのか、また、受け入れ社会のシティズンシップのあり方にどのような影響を与えるかは議論されていなかった。

2. 研究の目的

(1) そこで本研究では、「移民のシティズンシップはリベラル化し収斂しているのだろうか」、「移民への「リベラルさの証明義務」は社会にどのような影響を与えているのだろうか」を主たる問いとして、フランスとドイツを対象として研究する政治社会学、政治学、公法学の研究者が、それぞれの海外共同研究者の協力を得ながら研究を進めることとした。

(2) 移民のシティズンシップ変容を「リベラル収斂モデル」と「隠蔽モデル」の両面から検証することで、シティズンシップ変容をより理論的に捉えること、そして、これまで議論されることのなかった移民への成員資格承認基準が移民当事者だけでなく受け入れ社会のシティズンシップに与える影響を解明することで、シティズンシップ変容理論の説明の射程を拡大することで学術に貢献することを目的とした。

3. 研究の方法

(1) 本研究では、シティズンシップを政治共同体のメンバーシップ(地位)、メンバーシップ付与に伴う市民としての権利、そして政治共同体のメンバーとしてのアイデンティティの3つの要素から検討することとした。上記の問いの検証のための検討項目は多岐にわたるが、例をあげれば次のような点に着目して、移民のシティズンシップが「リベラル化」しているかどうかを検証することとした。

(2) 近代国民国家の建前によれば国籍取得によって完全なシティズンシップを享受することができる。それゆえ、国籍法について、出生地主義の要素、帰化自由裁量の縮小、二重国籍の容認といった要素を制度的・実務的に検討することで、シティズンシップの在り方の変化を確認する。帰化許可基準が集団的なもの(出身国、エスニシティ、宗教など)から個人的なもの(当人の素行など)へと変化することが「リベラル化」とされるが、例えば、当人がムスリムであることや特定地域の出身地であることと当人の素行が結び付けられれば、それは「隠蔽モデル」で説明できることになる。

(3) 現代においては人口動態の変化による福祉国家の維持が労働力としての移民受け入れ推進の要因であり、国籍者へのシティズンシップ保障にとっても重要な課題となっていることから、権利については社会権や市民生活の場面で権利行使を中心に検討することとし、制度的な開放度の変化と実際の制度運用の場面で持ち出される正当化の根拠に着目することとした。

(4) アイデンティティを「倫理的良心を基礎とする、いかに生きるかについての指針をもたらすもの」と捉え、帰化申請・滞在許可証申請更新場面と結びつけて、滞在資格取得の際の講習・シティズンシップテストに焦点を当て、移民に対する特定の倫理的良心の押しつけの有無を

検討することとした。

(5) なお、研究対象がフランスとドイツであり前提となる制度が異なること、研究者の研究分野が政治社会学、政治学、公法学と異なることから、上記の検討項目を基礎としつつ、主とする検討項目は各研究者が選択することとした。

4. 研究成果

(1) フランスについて、シティズンシップのリベラル化が顕著であることが明らかになった。比較として日本についても検証したが同様の結果であった。しかし、移民への「リベラルさの証明義務」が特にムスリムに対して要求され、そのことがムスリムに対する差別を促している。また、制度の運用については、市民社会レベル、政治レベル、行政レベルで異なり、さらに全国レベル、地方レベルでそれぞれに異なった扱いがある。そのため、今後の移民の受け入れの研究においては、複数の分析レベルを交差させることが必要であろう。

(2) ムスリムは政府レベルでも「共同体主義的」、すなわちフランス社会においてマイノリティとしての文化を温存し、統合を拒否し、フランス共和国の理念に背く態度をとっていると非難されてきた。つまり、市民としてのアイデンティティを他者が否定することが、政府によって行われてきたといえる。一方で、ユダヤ人に対してはどのような非難はほぼ見られない。また、メディアにおける言説を観察しても、ユダヤ人コミュニティを「共同体主義的」と断ずる者は極めて少ない。ユダヤ人コミュニティのあり方に対する批判は反ユダヤ主義に結び付けられやすく、事例研究から論客らは慎重な言葉遣いを心がけていることが明らかになった。この点はムスリムのコミュニティを取り上げた言説と大きく異なり、フランス社会における各コミュニティに対する認識および差別のあり方の違いを示している。両コミュニティは、いずれも歴史的に差別を受けてきたマイノリティであり、フランス国内における宗教の管理という観点においても共通する経験を持っている。また、植民地時代のアルジェリアではいずれのコミュニティも一時期まではシティズンシップを得られなかった。そうした2つのコミュニティがいかに異なる取り扱いを受けてきたのが明らかになった。すなわち、反ユダヤ主義はヘイトクライムなどを通じて発現する一方で、イスラームフォビアは国家権力のレベルでも生じやすいのである。

(3) 移民が地区の住民として発言する機会のある「住区評議会 (conseils de quartier)」の運用実態について、リヨン郊外のヴォー＝ラン＝ヴラン市の事例を調査した。人口8万人以上の基礎自治体において法律で設置が義務づけられている住区評議会は、人口約5万人のヴォー＝ラン＝ヴラン市では任意設置である。しかし、2015年に市は設置を決めた。メンバーは20名を基本として40名まで拡大でき、地区担当市議会議員1名と住民代表1名が共同議長を務めている。各住区の環境や都市計画が自らの土地・家という財産に影響を与えることから、持ち家の多い地区では盛んに議論が行われ、そうでない地区では活動が活発でない。ただし、参加し、質問すると担当議員が制度を説明したり、市の見解を述べるので、市の制度を知り、また、行政に「無視されない」という感覚の醸成に繋がっている。

(4) 上記の通り、とりわけムスリム移民は公権力の側から市民としてのアイデンティティを否定される傾向があるが、これに対して、地域社会において市民の側から彼ら(とりわけ若者)を社会に参入させる取組みがなされている。その1つの例が、ヴォー＝ラン＝ヴラン市のNECC (National E-sport Club & Community) である。NECCは包括的なデジタル・サード・プレイスであり、そこでの活動を通じて社会的なつながりを創設・促進・発展させることを目的としている。NECCではeスポーツのチームを作り、フランス国内の大会や世界大会に出場できるよう養成するとともに、eスポーツの前提となるデジタル技術の教育も行っている。学校挫折をした若者は自信を失っていることが多く、eスポーツでの活躍やデジタル技術の習得によって自信を回復させることも目的としている。また、若者に常に「クラブとは何か」を問いかけ、他者との関わりについて考えさせている。そして、その中からクラブ運営に携わる若者が出てくることで、地域社会や市の行政との関係形成といった全体社会への参加が促進されることが期待されている。

(5) ドイツでは、特に難民危機後の統合政策において、1990年代の「庇護妥協」や庇護権改正の時期と異なり、福祉国家への包摂が政策目標とされている。また、シティズンシップへのアクセスを得るためには、合法に入国・滞在する法的地位にあることが重要であるが、国際経済法の規律領域であるサービス貿易の自由、特に自然人の移動を伴う形態でのサービス提供の自由が実質的に移民受入の形態となりうる。

(6) ドイツの帰化申請の際に問題となるのが二重国籍禁止規定である。法的には二重国籍は認められていないが例外規定もあり、実際は約半数の人が「例外的に」二重国籍を保持している。二重国籍禁止の例外としては、出身国籍の放棄が出身国の法律上不可能な場合と実質的に不可能な場合が規定されている。例えば、出身国の国籍放棄に高額な費用がかかり、実質的に手続きができない場合や、例えばエジプトでは国籍を放棄すると土地所有権が認められず、国籍放棄とともにエジプトの土地も放棄せざるを得なくなるという経済的不利益を例外事由として認める場合もある。ただし、ベルリン州では認めないが、他の州では認めるという州間の違いもある。連邦政府は帰化要件を定めているが、裁量権は州に属するので州間の違いが生じる。

(7) 帰化申請が拒否された事例としては、ドイツ語能力、生計の自立を満たさないことを理由としたものがある。イスラームのスカーフ着用は拒否理由とはならない。しかし、宗教的理由で「女性と握手しない」ことが拒否理由となったことがある。

(8)2021年の連立政権の政策の中に統合政策改革があり、その一環として連邦首相府内に統合受託官ポストが新設された。二重国籍の承認、帰化申請要件の滞在歴の短縮、トルコ出身者で国籍を取得していない人の処遇が具体的な課題としてあがっている。統合受託官は統合キャンペーンを行うが、各省庁がそれに従うとは限らない。帰化申請に対する州間の違いについて、連邦政府は州レベルでの法律の適用文書を出す、それに拘束力があるわけではない。連邦レベルでの運用の統一性確保の手法の1つは、連邦と州の対話である。

(9)2007年にある州で、帰化テストの中にイスラーム教徒であることをあぶり出すようなテスト問題が作られ、それが差別的だと問題になったことがあった。その後、帰化テストの作成が州から連邦に移り、統一になったことでこうした差別的な作問は回避された。

(10)連邦行政裁判所の元裁判長に対して行ったヒアリング調査では、帰化の許可/不許可について、不許可になった人が「差別的だ」と感じることもあるかもしれないが、決定は規範に基づくものであり差別的に行うことはないという。また、帰化要件の「生計の自立」は月何ユーロ以上の収入という機械的なものではなく、居住地域や家族員数等、個別の実態を見て判断すること、「ドイツ語要件」については、いわゆる「ガストアルバイター」について長くドイツに住めばドイツ語ができるようになるだろうという期待が裏切られたため設けられたこと、「犯罪歴がないこと」については禁固3か月程度までは問題視されないこと、「ドイツ的生活様式」については、以前裁判所がポリガミーが拒否事由とされていないため帰化を許可したが、それに対して世論が強く反対したため、政府が「ドイツ的生活様式」を新たに加えたことなどが調査によって明らかになった。ヒアリング対象者個人の意見ではあるが、帰化を拒否するのはテロリストのような重大な要素に限られるはずであり、ポリガミーであるか否かは問題にならないはずであるという。テロリストのおそれを理由にした帰化拒否については判例も出ており、サラフィー主義やPKK(クルド労働者党)所属が理由としてあげられる。

(11)これに対して、ヘッセン州ダルムシュタット行政管区移民局で行ったヒアリング調査では、ポリガミーと帰化要件は関係しないという判例が出されているものの、ポリガミーを問題視する意見もありコンセンサスがあるわけではないという意見も出された。また、統合と移住に関する専門家委員会メンバーに行ったヒアリング調査では、ドイツ人に対するアンケート調査結果では、帰化を認める条件に「ドイツ的生活様式」を重視する人が多いことが示され、この「ドイツ的生活様式」とは時間を守る、規律を守るというような要素であると考えられるが、なかには「スカーフを被らない」ことを要素にする人もいるだろうとの回答が得られた。

(12)以上、研究代表者がフランス、ドイツの海外共同研究者および研究分担者の協力のもとで行った現地調査によって得られた知見を中心に紹介したが、研究成果の詳細については、それぞれの研究者が学会報告、図書、論文の形で発表した内容を参照されたい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計15件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 8件）

1. 著者名 Ohnishi Nami Thea	4. 巻 0
2. 論文標題 Migrant Workers in Japan	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 Encyclopedia of Contemporary Constitutionalism	6. 最初と最後の頁 1-10
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.1007/978-3-319-31739-7_197-1	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大西楠テア	4. 巻 22(1)
2. 論文標題 東ドイツ家族法史をめぐる準備的考察	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 駒澤法学	6. 最初と最後の頁 171-182
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 大西楠テア	4. 巻 707
2. 論文標題 法律学からみたSDGs	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 専修大学社会科学研究所月報	6. 最初と最後の頁 44-47
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 大西楠テア	4. 巻 2022()
2. 論文標題 連邦国家における邦（ラント）の外交権 北ドイツ連邦成立期の議論とドイツ帝国期の国法学説を中心として	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 年報政治学	6. 最初と最後の頁 42-59
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 中野裕二	4. 巻 208
2. 論文標題 フランス共和国にとって市民とは何か - 共和主義への愛着が見えなくするもの -	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 国際政治	6. 最初と最後の頁 181-191
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 中野裕二	4. 巻 22 (2)
2. 論文標題 「強い国家」とフランス共和制国家 - ピエール・ビルンボーム『ヴィシーの教訓』によせて -	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 駒澤法学	6. 最初と最後の頁 66-30
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 大西楠テア	4. 巻 30
2. 論文標題 Brexit後の移民規制 - 国際労働移動をめぐる制度的枠組みとイギリス労働市場の変化を視座として -	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 日本国際経済法学会年報	6. 最初と最後の頁 73-85
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大西楠テア	4. 巻 70
2. 論文標題 書評：西川洋一「ウルブリヒト期ドイツ民主共和国における行政の裁判的統制をめぐる一議論」	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法制史研究	6. 最初と最後の頁 438-445
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大西楠テア	4. 巻 93(8)
2. 論文標題 企画趣旨：基礎法総合シンポジウム『人・移動・帰属』	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 64-65
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大西楠テア	4. 巻 798
2. 論文標題 コロナ禍と移動の自由 - ドイツ法からの考察 -	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 23-29
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Eriko Oshima	4. 巻 13
2. 論文標題 Analyse du discours sur le communautarisme: De la denonciation pour antirepublicanisme a la reconnaissance antirepublicaine	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 上智ヨーロッパ研究	6. 最初と最後の頁 93-112
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 大嶋えり子	4. 巻 2021(1)
2. 論文標題 早尾貴紀『希望のディアスポラ：移民・難民をめぐる政治史』春秋社、2020年(2021年度 書評)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 年報政治学	6. 最初と最後の頁 285-289
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中野裕二	4. 巻 110
2. 論文標題 川崎市の多文化共生施策の展開と重点課題	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 都市住宅学	6. 最初と最後の頁 58-63
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中野裕二	4. 巻 19(4)
2. 論文標題 フランスにおける外国人住民市政参加制度のその後：2019年	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 駒澤法学	6. 最初と最後の頁 90-74
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 大西楠・テア	4. 巻 12
2. 論文標題 ドイツの難民受け入れ政策にみられる新たな傾向 難民の社会統合による「危機」の克服?	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 上智ヨーロッパ研究	6. 最初と最後の頁 37-45
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計17件 (うち招待講演 7件 / うち国際学会 4件)

1. 発表者名 大西楠テア
2. 発表標題 比例原則における「時間」の要素 - ドイツの裁判例から考える
3. 学会等名 日本公法学会 (招待講演)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Nami Thea Ohnishi
2. 発表標題 Kommentar: Die Rolle der Rechtswissenschaft im einem immer dichter werdenden pluralistischen Rechtssystem
3. 学会等名 第4回日独憲法対話(4. DJVD)(招待講演)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 大嶋えり子
2. 発表標題 フランスと帝国のはざま
3. 学会等名 『帝国のはざまを生きる』刊行記念シンポジウム(国際日本文化研究センター2019年度共同研究班「帝国のはざまを生きる - 帝国日本と東アジアにおける移民・旅行と文化表象」主催、2022年7月24日)(招待講演)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 大嶋えり子
2. 発表標題 『旧植民地を記憶する』から考える暴力をめぐる記憶
3. 学会等名 名古屋国際政治研究会(招待講演)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 NAMIOKA Shintaro
2. 発表標題 Les mouvements sociaux et l'art dans les quartiers difficiles: autour de la memoire des anciens journaliers
3. 学会等名 Penser la memoire chez Abdelmalek Sayad(招待講演)(国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 大西楠テア
2. 発表標題 EU法に対するドイツ憲法裁判所の違憲審査権行使
3. 学会等名 早稲田大学比較法研究所ミニ・シンポジウム「EU法秩序への挑戦：ポーランド憲法裁判所2021年10月7日判決」
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Nami Thea Ohnishi
2. 発表標題 Inclusion of Foreign Residents in Japanese Local Governments
3. 学会等名 The 2021 Conference of the International Society of Public Law (ICON-S) (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Eriko Oshima
2. 発表標題 Le Communautarisme comme Discours Politique Francais ou la Discrimination Justifiee
3. 学会等名 International Political Science Association (IPSA) (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 大西楠テア
2. 発表標題 Brexit後の移民規制 - 国際労働移動をめぐる制度的枠組とイギリス労働市場の変化を視座として
3. 学会等名 日本国際経済法学会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 大西楠テア
2. 発表標題 第12回基礎法総合シンポジウム「人・移動・帰属」企画趣旨
3. 学会等名 基礎法学系学会連合（日本学術会議法学委員会と共催）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 大嶋えり子
2. 発表標題 マイノリティの行動様式を名指す フランスにおける「共同体主義」と「分離主義」
3. 学会等名 日本政治学会 2020年度総会・研究大会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 Shintaro Namioka
2. 発表標題 Reconstruire l'imaginaire des conditions de travail au Japon
3. 学会等名 Sante, Politique Sociale, Inegalite en Asie ; organise par LiRIS avec le soutien de Maison des Sciences de l'Homme de Bretagne (l'Universite de Rennes 2)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 大嶋えり子
2. 発表標題 ユダヤ人コミュニティをめぐる言説？ フランスにおける「共同体主義」概念の使用に関するムスリムとの比較研究
3. 学会等名 日本国際政治学会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 大嶋えり子
2. 発表標題 フランスにおけるアルジェリアをめぐる記憶
3. 学会等名 明治学院大学国際学部附属研究所国際シンポジウム「隠された記憶を掘り起こす - フランス共和制におけるマイノリティから考える - 」 (招待講演)
4. 発表年 2024年

1. 発表者名 浪岡新太郎
2. 発表標題 企画趣旨説明
3. 学会等名 明治学院大学国際学部附属研究所国際シンポジウム「隠された記憶を掘り起こす - フランス共和制におけるマイノリティから考える - 」
4. 発表年 2024年

1. 発表者名 中野裕二
2. 発表標題 日本にとっての「共和国モデル」
3. 学会等名 明治学院大学公開セミナー「多文化主義とデモクラシー」(招待講演)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 大西楠テア
2. 発表標題 企画趣旨説明
3. 学会等名 アウグスブルク大学日本法セミナー「国籍の機能：グローバル化による国家の役割の変化・移民の社会統合を素材として」(国際学会)
4. 発表年 2024年

〔図書〕 計6件

1. 著者名 広渡 清吾、大西 楠テア	4. 発行年 2022年
2. 出版社 岩波書店	5. 総ページ数 310
3. 書名 移動と帰属の法理論	

1. 著者名 庄司克宏、和達容子、佐藤真紀、長尾香里、駒村圭吾、浪岡新太郎、ミゲール・ボイアレス・マドゥーロ	4. 発行年 2021年
2. 出版社 岩波書店	5. 総ページ数 286
3. 書名 トランスナショナル・ガバナンス	

1. 著者名 大嶋えり子	4. 発行年 2022年
2. 出版社 吉田書店	5. 総ページ数 259
3. 書名 旧植民地を記憶する：フランス政府による アルジェリアの記憶 の承認をめぐる政治	

1. 著者名 小泉勇人、茂木謙之介、大嶋えり子編	4. 発行年 2021年
2. 出版社 雷音学術出版	5. 総ページ数 125
3. 書名 オンライン授業の地平：2020年度の実践報告	

1. 著者名 飯田文雄、早川誠、西山隆行、津田由美子、浪岡新太郎、網谷龍介、渋谷謙次郎、月村太郎	4. 発行年 2020年
2. 出版社 法政大学出版局	5. 総ページ数 296
3. 書名 多文化主義の政治学	

1. 著者名 寺谷広司、伊藤一頼、大西楠テア	4. 発行年 2020年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 448
3. 書名 国際法の現在	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	浪岡 新太郎 (Namioka Shintaro) (40398912)	明治学院大学・国際学部・教授 (32683)	
研究分担者	大西 楠・テア (Ohnishi Nami Thea) (70451763)	専修大学・法学部・教授 (32634)	
研究分担者	大嶋 えり子 (Ohshima Eriko) (90756066)	慶應義塾大学・経済学部(日吉)・准教授 (32612)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計2件

国際研究集会 明治学院大学国際学部附属研究所国際シンポジウム「隠された記憶を掘り起こす - フランス共和制におけるマイノリティから考える - 」	開催年 2024年～2024年
国際研究集会 アウグスブルク大学日本法セミナー「国籍の機能：グローバル化による国家国家の役割の変化・移民の社会統合を素材として」	開催年 2024年～2024年

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関		
フランス	University of Rennes 2		